

徳島県告示第五百八十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による処
分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五
第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 期日

令和六年十二月二十七日（金曜日） 午前十時

二 被聴聞者

1 氏名

前川 富美子

2 事務所の所在地

阿南市津乃峰町西分一三七

3 免許証番号

徳島県知事(一)第三一一六号

4 免許年月日

令和三年七月二十日

三 場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁七階 七〇七会議室